

桑名市公共施設広告付きマット設置事業者募集要領

1 趣旨

この要領は、本市の新たな財源の確保を行い、財政の健全な運営に資することにより、市民サービスの向上および地域経済の活性化を図るため、公共施設広告付きマット設置事業者を募集するものです。

2 マット設置場所・規格・期間など

(1) 設置箇所、サイズ等（詳細は別紙「特記仕様書」をご参照ください）

NO	施設名	住所	マット数	サイズ(cm)
1	ふるさと多度文学館	桑名市多度町多度 2-24-1	3 枚	・ 入口風除室は 157×352 と 67×352 の 2 枚構成 ・ 入口北側 120×180
2	長島輪中図書館	桑名市長島町源部外面 337	5 枚	・ 東側風除室および東側入口 120×180 (各 1 枚) ・ 西側風除室 150×240 ・ 北側入口 90×145 ・ 1 階トイレ前 90×120

※上記公共施設以外の施設でも提案の受け付けは可能です。

(2) 規格等

項 目	条 件
広告スペース	マット全面が広告スペースとなります
機能	吸水・保水機能、吸塵力、滑り止めの機能があり、フロアが水で塗濡れることがないもの

3 提案内容

- (1) 設置料金：各施設の行政財産目的外使用料を最低価格とし、上限はありませんのでご提案ください。
各施設の目的外使用料は別紙「特記仕様書」をご参照ください。
- (2) 契約期間：契約締結日～令和3年3月31日を最低期間とし、最大5年以内
- (3) 提出書類：「公民連携広告事業制度募集要領」に記載の提出書類に加え、マットデザイン（任意様式）も提出してください。

4 広告取扱事業者の役割

- (1) 広告主の募集、玄関マットの作成、設置、維持管理および撤去を広告取扱事業者の負担で行うこと
- (2) マット洗浄における交換周期については、汚れが激しい場合を除き、原則2週間毎とします。また、マット洗浄による一時マットを撤去するときは、代替のマットを設置すること

5 申込方法など

提案を希望される方は、事前にまちづくり推進課と協議・対話を行ったうえで、必要書類の提出をお願いします。提出書類、提出期間、選定方法などは「公民連携広告事業提案制度募集要領」に準じます。

6 留意事項

現在の桑名市広告掲載要綱および桑名市広告掲載基準は以下のとおりです。提案内容によって要綱および基準の変更が必要なときは、市と協議のうえ変更するものとします。

【桑名市広告掲載要綱】

<http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/27,28846,c,html/28846/20120921-174853.pdf>

【桑名市広告掲載基準】

<http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/27,28846,c,html/28846/20120921-174915.pdf>